



題字は斎藤邦吉先生書

発行所
昭和48年3月14日
厚生省環第171号認可
全国環境整備事業
協同組合連合会
〒105-0004 東京都
港区新橋4-31-7
中村ビル4階
TEL (03) 6453-0607
FAX (03) 6453-0608

環境整備事業関係広報紙

【7月号】

本紙は一般廃棄物・浄
化槽保守点検清掃・産
業廃棄物等の取扱業
者による全国団体の
広報誌です。
会員・関係企業・官公
庁・地方公共団体に頒
布しております。

目次

- 1面...第50回通常総会で事業計画等承認
2面...令和4年度活動方針、計画
5面...第46回全国大会に向け趣旨説明
6面...岐阜県で浄化槽実務者研修会

全国環整連

10・8通知に基づく適正業務体制確立へ

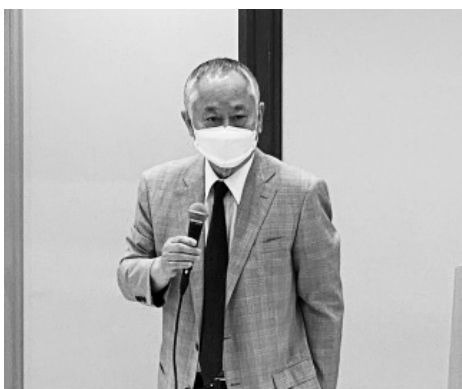
第50回通常総会で方針、事業計画承認

全国環境整備事業協同組合連合会(玉川福和会長)は5月19日、東京・一ツ橋の如水会館で令和4年度第50回通常総会を開催した。新型コロナウイルス感染症の終息はまだ見えない状況だが、まん延防止等重点措置が適用されていない状況などを鑑み、懇親会や来賓招待の中止など、ソーシャルディスタンスを確保しつつ規模を縮小しながら3年ぶりに対面にて開催し

た。総会では会員ニーズの把握と実行、次世代を見据えた一般廃棄物処理業の確立を方針として打ち出し、環境省10・8通知に基づく区域割りの実行、入札問題への対応を事業計画に盛り込むとともに、例年10月に開催する令和4年度全国大会を8月2日にホテルニューオータニ(東京)で開催し、全国環整連の方針を示すことを決議した。



総会の様子(上)と挨拶する玉川会長(左)



総会は午後1時半、26組(書面含む)の出席を得て開かれた。進行は宮原靖明専務理事(和歌山県)が務め、冒頭で玉川会長は「本日は多くの方に出席いただき、最終的に総会が閉会したときに、全国環整連はこれからこういう方向に進んでいくのだとい

う道順を皆様にお示したい。審議時間は十分設けているので、質問や意見などあったら寄せていただきたい」と挨拶した。次いで総会議長に権田五雄常任理事(滋賀県)を選出し、第1号議案「令和3年度活動報告、収支決算並びに剰余金処分案の承認」、第2号議案「令和4年度活動方針、活動計画並びに収支予算の決定」、第3号議案「令和4年度借入金金の最高限度額決定」、第4号議案「取引金融機関の決定」、第5号議案「県選任理事の交代」、第6号議案「その他」について審議した。

このうち第1号議案の監査報告では、近久雄監事、猪俣孝之監事から会計監査とともに、全国環整連の活動について「全国環整連に託された使命は各都道府県の会員にとって必要な事業を的確に掌握し、メリットとなるよう活動する義務がある。剰余金は今後の業務発展のために有効活用することを目指したい。活動方針は、現地支援を軸に全国大会、総会、広報環整連を通して分かりやすく示していただきたい。次世代に指導部を引き継ぐとき、一般廃棄物を業とすることに誇りを持つる活動指針の確立を願いたい」との旨の提案があった。

これを受け、第2号議案で財務委員会、適正処理推進部会、合理化適正委員会、水処理委員会、循環資源委員会、広報・編集委員会、青年部の各活動方針を承認した。財務委員会は「分かりやすい会計処理」を掲げ、適正処理推進部会は環境省10・8通知を踏まえて「適正処理を推進し業務を確実に履行するため、各委員会・青年部会を統括し、全国で発生している様々な問題解決を図る」ことを掲げた。また合理化適正委員会は、合理化事業を獲得するためには区域割りが必須であり、「循環資源委員会、水処理委員会と連携し活

の活動について「全国環整連に託された使命は各都道府県の会員にとって必要な事業を的確に掌握し、メリットとなるよう活動する義務がある。剰余金は今後の業務発展のために有効活用することを目指したい。活動方針は、現地支援を軸に全国大会、総会、広報環整連を通して分かりやすく示していただきたい。次世代に指導部を引き継ぐとき、一般廃棄物を業とすることに誇りを持つる活動指針の確立を願いたい」との旨の提案があった。これを受け、第2号議案で財務委員会、適正処理推進部会、合理化適正委員会、水処理委員会、循環資源委員会、広報・編集委員会、青年部の各活動方針を承認した。財務委員会は「分かりやすい会計処理」を掲げ、適正処理推進部会は環境省10・8通知を踏まえて「適正処理を推進し業務を確実に履行するため、各委員会・青年部会を統括し、全国で発生している様々な問題解決を図る」ことを掲げた。また合理化適正委員会は、合理化事業を獲得するためには区域割りが必須であり、「循環資源委員会、水処理委員会と連携し活

大会テーマは『環境省10・8通知』

第46回全国大会を8月2日開催



全国環整連は8月2日、東京・紀尾井町のホテルニューオータニ(写真)で第46回全国大会を開催する。

今年度のテーマは「環境省10・8通知」。同通知において一般廃棄物処理は「専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業」とは位置づけられていない」と明記されているが、全国では区域の定め(区域割りのない一般廃棄物処理計画)が散見され、委託契約についても競争原理を前提とした入札行為が行われている実態がある。全国環整連に託された

使命は、各都道府県の会員にとって必要な事業を的確に掌握し、メリットとなるよう活動することで、全国の市町村において問題となっている各道府県の会員で解決ができていない区域割りの入札の問題に正面から取り組む。近い将来、次の世代に指導部を引き継ぐとき、環境省が発出した10・8通知が、どの県であっても実行される実態を作り上げる必要があるとされている。大会において実効性のある全国環整連の「活動指針」を明確にする。

# 一 廃処理業務の履行へ区域割り等推進

## 令和4年度活動方針および計画を承認

全国環整連第50回通常総会では、10・8通知(下部参照)に基づいた区域割りの実施など、一般廃棄物処理業務の確実な履行に向けた令和4年度活動方針、計画を承認した。内容は次のとおり。

### 財務委員会

- 1. 活動方針
  - 一 分かりやすい会計処理

### 2. 活動計画

- 1) 予算執行の適正な実施
- 2) 正確な会計報告

### 適正処理推進部会

- 1. 活動方針
  - 一 最高裁判決で「一般廃棄物処理業務は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業」と位置付けられていることとされた。
  - 二 さらに10・8通知の中でも、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求めることが明確になった。

### 合理化適正委員会

- 1. 活動方針
  - 一 合理化事業を獲得するためには、区域割りが必要である。
  - 二 循環資源委員会、水処理委員会と連携し活動する。

### 2. 活動計画

- 1) 区域割り及び合理化協定締結に向けた現地支援助
- 2) 不当な新規許可を阻止
- 3) 10・8通知の研修会の実施(入札問題・原告適格)
- 4) 環境省との協議

### 2. 活動計画

- 1) 各委員会における現地支援助
- 2) 三省(国文省、環境省、)

### 水処理委員会

- 1. 活動方針
  - 一 一般廃棄物処理計画を完全実施するため、浄化槽清掃率100%の実施
  - 二 恒久的な水処理施設としての浄化槽維持管理体制の策定
  - 三 技術力の向上・電子化等による良好な処理水質の確保(浄化槽、下水道、農集排)

### 2. 活動計画

- 1) 浄化槽汚泥処理の区域割り、浄化槽維持管理契約書の見直しの推進
- 2) 水再生優良事業者の取得推進
- 3) 現場でタブレット入力をし、ビッグデータを活用した水質管理をすることで良好な処理水質の確保を目的とした現地実務研修会の実施

### 3. 活動計画

- 1) 10・8通知による適正な業務契約の推進
- 2) 一般廃棄物の業務範囲を明確にした処理計画の推進
- 3) 業務を適確に遂行するに足る委託料を実現する

### 循環資源委員会

- 1. 活動方針
  - 一 10・8通知による適正な業務契約の推進
  - 二 一般廃棄物の業務範囲を明確にした処理計画の推進
  - 三 業務を適確に遂行するに足る委託料を実現する

### 2. 活動計画

- 1) 10・8通知による適正な業務契約の推進
- 2) 一般廃棄物の業務範囲を明確にした処理計画の推進
- 3) 業務を適確に遂行するに足る委託料を実現する

### 3. 活動計画

- 1) 10・8通知による適正な業務契約の推進
- 2) 一般廃棄物の業務範囲を明確にした処理計画の推進
- 3) 業務を適確に遂行するに足る委託料を実現する

### 青年部

### 2. 活動計画

- 1) 不当な入札・新規許可の阻止(国会活動)
- 2) 処理計画の承認と処理計画に基づく地区別合理的な原価計算
- 3) 適正処理の推進(分別収集、処理困難物、災害廃棄物取り扱い等)
- 4) 小規模での情報交換並びに新規業務等の支援

### 3. 活動計画

- 1) 各委員会の問題提起
- 2) 各委員会に所属
- 3) 10・8通知の徹底研修
- 4) 各委員会の所屬

### 4. 活動計画

- 1) 各委員会の問題提起
- 2) 各委員会に所属
- 3) 10・8通知の徹底研修
- 4) 各委員会の所屬

### 5. 活動計画

- 1) 各委員会の問題提起
- 2) 各委員会に所属
- 3) 10・8通知の徹底研修
- 4) 各委員会の所屬

### 6. 活動計画

- 1) 各委員会の問題提起
- 2) 各委員会に所属
- 3) 10・8通知の徹底研修
- 4) 各委員会の所屬

### 7. 活動計画

- 1) 各委員会の問題提起
- 2) 各委員会に所属
- 3) 10・8通知の徹底研修
- 4) 各委員会の所屬

### 8. 活動計画

- 1) 各委員会の問題提起
- 2) 各委員会に所属
- 3) 10・8通知の徹底研修
- 4) 各委員会の所屬

### 環境省 10・8通知

### 環境省 10・8通知

平成26年10月8日 各都道府県知事・各政令市長 殿  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長  
一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について(通知)

### 1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないよう、適切な処理を行うこと(以下「処理基準」という。)に従って処理を行うこと(以下「処理責任」という。)を有するものである。また、結果的に、受託者が適切な処理を確保し、業務の確実な履行を求め、業務の適正な実施を確保すること(以下「処理責任の性格」という。)を有するものである。

### 2. 最高裁判決の趣旨

平成26年1月28日の最高裁判決(別添資料第三小法廷判決)において、「一般廃棄物処理業務は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業」として、市町村長から、市町村の処理責任は、市町村が自ら負うべきものであると判断された。この趣旨は、市町村が自ら負うべきものであると判断された。この趣旨は、市町村が自ら負うべきものであると判断された。

### 3. 市町村長が一般廃棄物処理業務を担うことについて

市町村長は、市町村の処理責任を担うこと(以下「処理責任」という。)を有するものである。また、結果的に、受託者が適切な処理を確保し、業務の確実な履行を求め、業務の適正な実施を確保すること(以下「処理責任の性格」という。)を有するものである。

### 4. 市町村が自ら負うべき処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないよう、適切な処理を行うこと(以下「処理基準」という。)に従って処理を行うこと(以下「処理責任」という。)を有するものである。また、結果的に、受託者が適切な処理を確保し、業務の確実な履行を求め、業務の適正な実施を確保すること(以下「処理責任の性格」という。)を有するものである。

### 5. 市町村が自ら負うべき処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないよう、適切な処理を行うこと(以下「処理基準」という。)に従って処理を行うこと(以下「処理責任」という。)を有するものである。また、結果的に、受託者が適切な処理を確保し、業務の確実な履行を求め、業務の適正な実施を確保すること(以下「処理責任の性格」という。)を有するものである。

### 市町村が自ら負うべき処理責任の性格

### 市町村が自ら負うべき処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないよう、適切な処理を行うこと(以下「処理基準」という。)に従って処理を行うこと(以下「処理責任」という。)を有するものである。また、結果的に、受託者が適切な処理を確保し、業務の確実な履行を求め、業務の適正な実施を確保すること(以下「処理責任の性格」という。)を有するものである。

### 市町村が自ら負うべき処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないよう、適切な処理を行うこと(以下「処理基準」という。)に従って処理を行うこと(以下「処理責任」という。)を有するものである。また、結果的に、受託者が適切な処理を確保し、業務の確実な履行を求め、業務の適正な実施を確保すること(以下「処理責任の性格」という。)を有するものである。

### 市町村が自ら負うべき処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないよう、適切な処理を行うこと(以下「処理基準」という。)に従って処理を行うこと(以下「処理責任」という。)を有するものである。また、結果的に、受託者が適切な処理を確保し、業務の確実な履行を求め、業務の適正な実施を確保すること(以下「処理責任の性格」という。)を有するものである。

### 市町村が自ら負うべき処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないよう、適切な処理を行うこと(以下「処理基準」という。)に従って処理を行うこと(以下「処理責任」という。)を有するものである。また、結果的に、受託者が適切な処理を確保し、業務の確実な履行を求め、業務の適正な実施を確保すること(以下「処理責任の性格」という。)を有するものである。

### 市町村が自ら負うべき処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないよう、適切な処理を行うこと(以下「処理基準」という。)に従って処理を行うこと(以下「処理責任」という。)を有するものである。また、結果的に、受託者が適切な処理を確保し、業務の確実な履行を求め、業務の適正な実施を確保すること(以下「処理責任の性格」という。)を有するものである。

### 市町村が自ら負うべき処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないよう、適切な処理を行うこと(以下「処理基準」という。)に従って処理を行うこと(以下「処理責任」という。)を有するものである。また、結果的に、受託者が適切な処理を確保し、業務の確実な履行を求め、業務の適正な実施を確保すること(以下「処理責任の性格」という。)を有するものである。

### 市町村が自ら負うべき処理責任の性格

### 市町村が自ら負うべき処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないよう、適切な処理を行うこと(以下「処理基準」という。)に従って処理を行うこと(以下「処理責任」という。)を有するものである。また、結果的に、受託者が適切な処理を確保し、業務の確実な履行を求め、業務の適正な実施を確保すること(以下「処理責任の性格」という。)を有するものである。

### 市町村が自ら負うべき処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないよう、適切な処理を行うこと(以下「処理基準」という。)に従って処理を行うこと(以下「処理責任」という。)を有するものである。また、結果的に、受託者が適切な処理を確保し、業務の確実な履行を求め、業務の適正な実施を確保すること(以下「処理責任の性格」という。)を有するものである。

### 市町村が自ら負うべき処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないよう、適切な処理を行うこと(以下「処理基準」という。)に従って処理を行うこと(以下「処理責任」という。)を有するものである。また、結果的に、受託者が適切な処理を確保し、業務の確実な履行を求め、業務の適正な実施を確保すること(以下「処理責任の性格」という。)を有するものである。

### 市町村が自ら負うべき処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないよう、適切な処理を行うこと(以下「処理基準」という。)に従って処理を行うこと(以下「処理責任」という。)を有するものである。また、結果的に、受託者が適切な処理を確保し、業務の確実な履行を求め、業務の適正な実施を確保すること(以下「処理責任の性格」という。)を有するものである。

### 市町村が自ら負うべき処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないよう、適切な処理を行うこと(以下「処理基準」という。)に従って処理を行うこと(以下「処理責任」という。)を有するものである。また、結果的に、受託者が適切な処理を確保し、業務の確実な履行を求め、業務の適正な実施を確保すること(以下「処理責任の性格」という。)を有するものである。

### 市町村が自ら負うべき処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないよう、適切な処理を行うこと(以下「処理基準」という。)に従って処理を行うこと(以下「処理責任」という。)を有するものである。また、結果的に、受託者が適切な処理を確保し、業務の確実な履行を求め、業務の適正な実施を確保すること(以下「処理責任の性格」という。)を有するものである。

**MORITA** MORITA GROUP

- 浄化槽水リサイクル車「ウォーターマスター®」
- 高圧洗浄車「ハイプレクリーナー®」
- 回転式塵芥収集車「バックマスター®」
- 強力吸引車「パワフルマスター®」
- エコパネル式バキュームカー「EP2」
- プレス式塵芥収集車「プレスマスター®」

全国販売網及びサービス網

仙台支店 Tel.(022) 237-4171 (代)	新潟支店 Tel.(025) 265-0276 (代)	京都営業所 Tel.(075) 631-3391 (代)	北海道販売総代理店 (株)北海道モリタ Tel.(011) 721-4114 (代)	沖縄販売代理店 (有)沖縄モリタ特殊サービス Tel.(098) 877-6677 (代)
埼玉支店 Tel.(048) 777-1891 (代)	神奈川支店 Tel.(045) 505-0031 (代)	広島支店 Tel.(082) 893-2231 (代)	北海道修理サービス総代理店 北海道特殊白販(株) Tel.(011) 784-4222 (代)	
千葉支店 Tel.(043) 243-2737 (代)	静岡支店 Tel.(054) 281-2388 (代)	福岡支店 Tel.(092) 591-1201 (代)		
東京支店 Tel.(03) 5569-1740 (代)	名古屋支店 Tel.(052) 882-4571 (代)	鹿児島支店 Tel.(099) 282-8352 (代)		
西東京支店 Tel.(042) 568-2971 (代)	関西支店 Tel.(072) 947-2121 (代)			

株式会社モリタエコノス

**NITTO KOHKI** 逆洗式浄化槽には、これ1台。  
18通りの作動プログラムインストール済!

警告器が、光とブザーで異常を知らせます。  
警告器付ブロウ LAA-80

逆洗・ばっ気の切り替えが可能  
右ばっ気、左ばっ気が1台で対応可能。  
手動逆洗6・12・168(7日間)時間  
長時間設定可能。(通常10分)

簡単プログラム設定

リニア駆動フリーピストン方式  
●メドーブロウ●

長寿命 突然停止しない らくらくメンテナンス

自動逆洗式ブロウ LAG-80E

☆お問い合わせは、お取り扱い販売店様へおたずねください。

修理研修受付中 / デモ機依頼お気軽に!  
www.nitto-kohki.co.jp

技術で、人を想う。 日東工器株式会社  
メドー事業部 リニア販売部  
〒146-8555 東京都大田区仲池上 2-9-4 Tel:03-5748-5521 Fax:03-3754-0258

**TOHO** 臭気改善で住み続けられるまちづくりを

衛生車・吸引車の臭気対策に  
デオマジック® VC1 オイル  
DEOMAGIC® VC1 Oil

お 得! 脱臭剤が不要になります。  
簡 単! 今お使いのオイルと同様に定期的な交換だけ  
新技術! 不快臭を取込んで良い香りに変える技術

デオマジック®VC1オイルは糞便臭を甘い香りに変化させる潤滑油です。作業員様や地域住民の皆様に大好評です。

消臭のメカニズム

DEOMAGIC

消臭のメカニズム

DEOMAGIC

消臭のメカニズム

DEOMAGIC

DEOMAGIC® VC1 Oil

デオマジック®VC1オイル

全国ネットの特装自動車の総合メーカー  
東邦車輻株式会社

営業本部 TEL: 045-575-9901	信越営業所 TEL: 025-283-6571
直販部 TEL: 045-575-9902	中部支店 TEL: 052-218-5123
直販部直販課 TEL: 045-575-9253	金沢営業所 TEL: 076-223-1191
北海道支店 TEL: 011-633-7101	近畿支店 TEL: 0798-52-2100
東北支店 TEL: 022-782-5040	東邦車輛サービス TEL: 072-433-2401
仙台部品出張所 TEL: 022-782-5065	中四国支店 TEL: 082-890-2882
北関東支店 TEL: 0276-89-1551	九州支店 TEL: 092-441-1951
茨城営業所 TEL: 0298-22-5569	福岡部品営業所 TEL: 092-441-0634
関東支店 TEL: 03-3843-3351	南九州営業所 TEL: 099-252-2070

金沢から  
全国、海外に...

誠意と信頼の  
ネットワーク



■取扱商品

- |             |               |                |
|-------------|---------------|----------------|
| エアポンプブロー    | ガス検知器・送排風機    | 電動工具・制御機器・記録紙  |
| 水中ポンプ・陸上ポンプ | 配水管清掃機器・薬剤    | 浄化槽関連部品・FRP補修剤 |
| 給水ポンプ・薬注ポンプ | 各種産業用ベルト・ホース  | マンホール・その他      |
| 水質検査器・理化学機器 | 浄化槽用消毒薬・維持管理剤 |                |

水処理関連機器の総合商社

即答即配システムが当社のモットーです。

**株式会社 日環商事**  
Nikkan

本 社 〒920-0333 石川県金沢市無量寺5丁目75番地  
TEL:076-268-1771(代) FAX:076-267-5348  
FAX専用 フリーダイヤル 0120-617-718  
E-mail:info@nikkan-shoji.co.jp  
http://www.nikkan-shoji.co.jp

四国営業所 〒769-0103 香川県高松市国分寺町福家甲196番地1-101  
TEL:087-813-7621 FAX:087-813-7011

九州営業所 〒812-0861 福岡県福岡市博多区浦田1丁目5番21号-7  
TEL:092-558-4828 FAX:092-558-4827

測定値のバラツキが少ない、電子式透視度センサー		比色試験器	ピストン式採水器												
<p>プローブ型透視度センサー：TP-10Z</p> 	<p>一体型透視度センサー：TP-30</p> 	<p>アクアテスター、DPD試験薬</p> <p>1Z / 2Z シリーズ (9段階測定)      7Z シリーズ (10段階測定)</p>  <p>DPD残留塩素測定試験薬</p> <p>比色法、ニーズに対応、粉末分包試験薬、液体試験薬をラインナップ</p>  <p>DPD-GL-10 DPD-WA-50 DPD-F-1 DPD-TL-1 DPD液体試験薬 遊離残留塩素試験薬 全残留塩素試験薬</p>	<p>ミズテッポ1号/2号</p>  <p>1回で500m採水OK!</p> <p>深い所 狭い所 浅い場所の採水OK!</p> <p>0.5m標準 0.85m標準 0.35m標準</p> <p>テーバ付採水ノズル</p>												
<p>従来 透視度測定は従来JIS法に基づく 目視測定式透視度計が用いられています。 問題・対策 目視式は測定環境の影響が大きい。 電子式透視度センサーは安定した測定を実現。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>プローブ型</td> <td>一体型</td> </tr> <tr> <td>型式</td> <td>TP-10Z</td> <td>TP-30</td> </tr> <tr> <td>測定方法</td> <td>採水/投込</td> <td>採水</td> </tr> <tr> <td>測定範囲</td> <td>2~200cm 0~2Abs</td> <td>2~200cm</td> </tr> </table>			プローブ型	一体型	型式	TP-10Z	TP-30	測定方法	採水/投込	採水	測定範囲	2~200cm 0~2Abs	2~200cm	<p>本社・工場移転のお知らせ このたび、弊社は本社・工場を移転致しました。 電話番号・FAX番号も変更となりました。</p> <p>本社：〒340-0203 埼玉県久喜市桜田2丁目133番8 TEL 0480-38-9151(代) FAX 0480-38-9157 URL http://www.krkjpn.co.jp</p>	
	プローブ型	一体型													
型式	TP-10Z	TP-30													
測定方法	採水/投込	採水													
測定範囲	2~200cm 0~2Abs	2~200cm													

**KRK 笠原理化工業株式会社**

MLSS / 界面計	MLSS計	溶存酸素計 DO計	pH / ORP計	pH計	塩素イオン計																	
<p>SS-10Z</p> <p>¥250,000</p>  <p>沈殿槽の汚泥界面/MLSS測定</p>	<p>SS-10F</p> <p>¥220,000</p>  <p>活性汚泥濃度測定</p>	<p>DO-10Z</p> <p>¥125,000</p> <p>NEW DOセンサー OXNIT : OX-V2</p> 	<p>KP-10Z</p> <p>¥95,000</p> <p>pH / ORP / 水温計</p> 	<p>KP-10F</p> <p>¥90,000</p> <p>pH / 水温計</p>  <p>計量法 型式承認 計器本体 第SS142号 電極 第S142号</p> <table border="1"> <tr> <td>型式</td> <td>KP-10Z</td> <td>KP-10F</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">測定範囲</td> <td colspan="2">0.00~14.00pH</td> </tr> <tr> <td>0~±1900mVpH電極起電力</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>0~±1900mV(ORP)</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">0.0~50.0°C</td> </tr> </table>	型式	KP-10Z	KP-10F	測定範囲	0.00~14.00pH		0~±1900mVpH電極起電力	無し	0~±1900mV(ORP)	無し		0.0~50.0°C		<p>CL-10Z</p> <p>¥170,000</p> <p>測定レンジ自動切替機能付</p>  <p>鉛フリー対応でIP67相当の防水構造</p> <table border="1"> <tr> <td>測定方式</td> <td>固体膜塩素イオン電極法</td> </tr> <tr> <td>測定範囲</td> <td>0.1 ~ 2000mg/L</td> </tr> </table>	測定方式	固体膜塩素イオン電極法	測定範囲	0.1 ~ 2000mg/L
型式	KP-10Z	KP-10F																				
測定範囲	0.00~14.00pH																					
	0~±1900mVpH電極起電力	無し																				
	0~±1900mV(ORP)	無し																				
	0.0~50.0°C																					
測定方式	固体膜塩素イオン電極法																					
測定範囲	0.1 ~ 2000mg/L																					
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>SS-10Z</td> <td>SS-10F</td> </tr> <tr> <td>測定範囲</td> <td>MLSS : 0~20000mg/L(表示は30000mg/Lまで) 水深 0.00~5.00m</td> <td>無し</td> </tr> </table>			SS-10Z	SS-10F	測定範囲	MLSS : 0~20000mg/L(表示は30000mg/Lまで) 水深 0.00~5.00m	無し	<table border="1"> <tr> <td>測定範囲</td> <td>DO : 0.00 ~ 30.00mg/L 水温:0.0 ~ 50.0°C</td> </tr> </table>	測定範囲	DO : 0.00 ~ 30.00mg/L 水温:0.0 ~ 50.0°C	<p>本社・工場移転のお知らせ このたび、弊社は本社・工場を移転致しました。 電話番号・FAX番号も変更となりました。</p> <p>本社：〒340-0203 埼玉県久喜市桜田2丁目133番8 TEL 0480-38-9151(代) FAX 0480-38-9157 URL http://www.krkjpn.co.jp</p>											
	SS-10Z	SS-10F																				
測定範囲	MLSS : 0~20000mg/L(表示は30000mg/Lまで) 水深 0.00~5.00m	無し																				
測定範囲	DO : 0.00 ~ 30.00mg/L 水温:0.0 ~ 50.0°C																					

**KRK 笠原理化工業株式会社**

# 一廃業務の确实履行へ 活動指針確立

## 第46回全国大会開催 に向け趣旨説明

全国環整連第50回通常総会では、玉川福和会長から全国大会の開催に向けた趣旨説明があった。要旨は次のとおり。

全国大会の開催に向けた考えは、今回の監査意見書に集約されています。一つは環整連の会員メトリックを明確に打ち出す。そしてもう一つは環整連の活動指針を確立するという事です。現在、全国47都道府県中、当連合会は最大の会員数を誇っておりますけれども、本大会に会員に対してメトリックを与えられているかというところでもない。資料に活字は並ぶが実行されないという現実が続いており、区切りをつける必要があります。

私たちは一般廃棄物という自由業でない仕事をしながら、時には区域割りがないために競争まがいのことをせざるを得ないことがあります。それは委託業務の入札化であり、加えて、限られた許可業者の間で競争していることから公正取引委員会から指摘を受けることもあります。廃棄物処理法には一般廃棄物処理計画を策定すると明確に示されているにもかかわらず、区域割りがなされてもかかわらず、区域割りがなされても良い状況ではありません。地元でも全国組織でもこの問題の解消ができないという状況が長い間

続いてきましたが、今回、自由民主党と立憲民主党に同じ名称で新たな議員連盟を立ち上げることになりました。すでに両党の代議士と話し合いを進めていて、この人たちが呼びかけ人として、集まった議員の中から互選で会長を選出するという流れになります。

この中で議論することは、私たちは一般廃棄物の団体でありますから、そこからはみ出すつもりはありません。水処理については浄化槽。そして浄化槽が減少したときに合特法の影響を受ける下水道の維持管理、そして農業集落排水。この3本柱で水処理委員会を設置します。そしてもう一つはごみ処理です。ごみ処理については委託のごみ、そして事業系のごみ。事業系というと産業廃棄物という認識を持たれてしまいが、それほど現在は一般廃棄物の枠組みとかけ離れた状況にあります。

一般廃棄物では平成26年1月の最高裁判決とよく言われますが、これは一般廃棄物処理が自由業になじまない、そして新規許可は取り消される恐れがあるとされたものです。環境省はその後の10月・8通知を出しました。ですから全国大会では環境省にこの10・8通知について講演をするよう要請しています。業界、そして行政の責任について解説していただきます。

私も会長職について20年を超え、いろいろな問題を処理していきましたけれども、そろそろ最後の入札問題に着手したい。皆と全員で勝ち取ってまいりたいと思います。いろいろな考えや課題、要望を当日のパネルディスカッションでぶつけていただき、一般廃棄物処理業とは自由業になじまず、確実に履行する必要があります。業務であると、一般に広く知られるような状況も作ってまいりたいと考えておりますので、皆の支援をお願いします。

### 浄中連

## 令和4年度理事会・総会で新事業提案 人口減少社会への対応に向け連携強化

浄化槽関係8団体で構成する浄化槽中央連絡協議会（浄中連）令和3年度事務局川全国環整連は、7月8日、東京・市ヶ谷のホテルグランドヒル市ヶ谷で令和4年度理事会・定期総会を開催した。全8議案を審議・承認し、事業計画には従来の8事業に加え、全国環整連の玉川福和会長の提案で、人口減少社会における浄化槽の社会インフラとしての確立に向けた新方針を打ち出した。新たな9事業は持ち回り制で新会長に就任した（一社）日本環境保全協会の山条忠文会長に引き継がれ、山条会長は総会後の懇親会で各団体の連携を深めたいと述べた。

### 令和4年度浄中連会員名簿

浄化施設排水消毒管理協会
(一社) 浄化槽システム協会
全国環境整備事業協同組合連合会
全国管工事事業協同組合連合会
(一社) 全国浄化施設保守点検連合会
(一社) 全国浄化槽団体連合会
(一社) 日本環境保全協会
(一社) 日本空調衛生工事業協会

冒頭で全国環整連の玉川福和会長は、「本日はたくさんの方々にお集まりいただき感謝申し上げます。さて私も長いこと浄中連に関わってきたが、なかなか明確な議題、目標がない組織だったように思う。しかし今回は、こうして集まった方々を見渡すとまたあると感じる。何かという、やがて訪れる人口減少。日本の人口1億2000万人が、1億人を切る時代が必ず到来する。そして現在の集合処理方式、下水道は、料金不足問題が深刻化し、自治体が維持できないという状況に陥る。そのときに私たちは、下水道に代わる浄化槽で自治体の汚水処理を救うという使命があるように思う。日本では浄化槽の役割が十分理解されず、現在に至っているが、人口減少で自治体の財政がひっ迫し、下水道計画もひっ迫するというときに、

浄化槽を私たちの努力によって設置することで自治体のインフラを存続させた。今日は定例の議論に加えて、このような将来の問題に向けて私たちが果たす役割ということについて議論する時間を設けたい。またこれまでは毎年会長を交代するというのが通例だったが、人口減少に対応する組織体制を作る上で、定款では再任を妨げないという規定もある。新会長におかれては将来のビジョンに向けて再任も可能ということについて議論したいと思ふ。口滑り審議にご協力いただければ」と挨拶した。

このあとの総会審議では、第1号議案「令和3年度事業報告の承認」、第2号議案「令和3年度収支決算報告の承認、監査報告」、第3号議案「令和4年度事業計画の承認」、第4号議案「令和4年度収支予算の承認」、第5号議案「令和4年度役員員の選出および会長、副会長の選任」の全議案を滞りなく承認した。

令和4年度事業計画は、例年どおり単独処理浄化槽の合併・統合に向けた財政措置の拡充強化に向けた活動、意見交換、国会や諸官庁、関係機関への要望、全国浄化槽大会への協力など8事業を盛り込んだ。

またここで玉川会長は、改めて「冒頭に申し上げたことだが、すでに私の地元、岐阜県でも、人口減少を受けた汚水処理に係る相談が寄せられている。突然下水道処理がストップする」というのはあり得ないことだが、近い将来、運転不能に陥ることが避けられないというシミュレーションも出ている。計画的に住民説明会を開き、現在の補助制度を全て動員しつつ、住民負担を限りなく抑えながら浄化槽を設置することが一番ではないかと伝えているが、少なくとも我々は人口減少の原

因が生活排水処理にあったということだけは避けなければならぬ。自治体と連携しつつ2、3年と集中的に浄化槽に転換し、浄中連として意見を集約しながら日本という国に貢献する。貢献する義務があるし、誇りに思えることをやろうという心意気を持ってほしい。一回見せてもいいので、はいかとも思っている。そこで同様の問題は他県でも発生していると思うが、今から意見交換だけでも始められれば次の体制になっても話が進みやすいのではないかと思う。そして体制ができたあかつきには、1年交代制も見直すことも踏み込むべきではないかと思うが、本日お集まりの方々の意見を伺いたい」と問題提起した。

これを受けて全管連や全浄連、全保連など各団体の、さらに環境省浄化槽推進室の志太健一室長補佐から、業界の持続可能性の確保、空き家対策、農業集落排水の老朽化と運搬継続に向けた対応、単独処理浄化槽の合併・統合、コミュニティ・プラントの更新、災害の頻発と災害時のトイレ対策など、人口減少

国土強靱化の観点から活発な議論が交わされた。山条会長からは、「まさしく時代の流れに沿った提案と思う。下水道事業はほぼ100%が一般会計から繰り入れを行って運営されている。同じ市民でありながら、下水道区域には追加的な税金が投入されつつ、浄化槽、くみ取り世帯には、一部補助はあるものの、法定検査をはじめとした維持管理は全て自前でやられ、税の公平性にも反する。またコロナ禍によって、私たちの業務は国民の生活、経済確保に不可欠な重要なインフラとして置かれていない。市民の生活と環境を守るため、危険と隣り合わせで日々の業務に携わっており、これは明らかに国に要請していく必要があるのではないか。人口減少も必ず訪れる問題で、今から行政に投げかけて協議するということも必要ではないかと思う。玉川会長の提案は事業計画に新たな1項目として加えるということでも事務局に一任いただきたい」と述べ、拍手で賛同を得た。

乾杯の発声は（公財）日本環境整備教育センターの鈴木義光常任理事が務め、「浄中連が発足して約50年が経過したかと思うが、引き続き皆様の取り組みによって浄化槽業界が健全に発展することを期待したい」と述べ、杯を掲げた。

### 懇親会に環境省、国交省幹部ら出席

総会後は懇親会を開き、環境省環境再生・資源循環局長の土居健太郎局長、国土交通省不動産・建設経済局建設課の兼重和明課長補佐らが来賓として出席した。

山条会長は「先ほどの総会では、昨年当協議会の会長を務められた全国環境整備事業協同組合連合会の玉川福和会長より新しい提案をいただき、その他含めて全9項目の活動方針を満場一致で承認させていただいた。今後も各団体が連携を深め、そして各団体においてもさまざまな立場で公衆衛生の向上、水環境の保全に向けて努力してまいります。全国の汚水処理人口普及率は92.1%に達したが、いまだ約1000万人の汚水未処理人口がある。この解消に向け、できるだけ早く浄化槽を整備する必要があります。環境省のご指導、ご鞭撻もいただきながら今年

ための重要なインフラとして置かれていない。市民の生活と環境を守るため、危険と隣り合わせで日々の業務に携わっており、これは明らかに国に要請していく必要があるのではないか。人口減少も必ず訪れる問題で、今から行政に投げかけて協議するということも必要ではないかと思う。玉川会長の提案は事業計画に新たな1項目として加えるということでも事務局に一任いただきたい」と述べ、拍手で賛同を得た。

乾杯の発声は（公財）日本環境整備教育センターの鈴木義光常任理事が務め、「浄中連が発足して約50年が経過したかと思うが、引き続き皆様の取り組みによって浄化槽業界が健全に発展することを期待したい」と述べ、杯を掲げた。



会場の様子

